

構成部分の記述

- 将来の目録 -

古川 肇

筆者は、かねて目録作業に従事しながら、この程度の目録がいったいどれだけ利用者の役に立つだろうか、との疑問につきまといわれ続けてきた。人と蔵書との間を結びつける道具として目録が生まれたはずなのに、その目録は自館の蔵書のごく表層しか表現し得ていない、と思わざるを得ないのである。

かつて、J.H.シェラは「図書館のツールなるものはすべて（中略）きわめて未発達かつ粗雑である」と言って、目録を引き合いに出したことがある¹⁾。これは1976年の発言であって、その後目録規則の改訂やオンライン目録への変換を経てはいるものの、事態は基本的に変わっていない。現行の目録は、根本的な変貌を遂げない限り真に有効な存在になり得ず、またオンライン化が進行中の現在こそ目録のあり方に関する論議が必要、と筆者は考えるものである。

さて、冒頭の疑問を展開すると実は2点に分けられる。以下、本文では、その各々を述べた上で、日頃筆者が抱く目録の改善の方向を、あえて実現可能性を度外視して提示しご批判を仰ぎたいと思う。その際、思い違いがあるかも知れないが、最近のアメリカ合衆国での目録に関する論議のうち、私と共通の問題意識に発すると推測されるものを取り上げつつ、論を進めて行きたい。

次いで、付録として、筆者が将来の目録に不可欠と考える構成部分の記述に関する規則の一例として、近年 IFLA から公刊されたものを紹介したいと思う。

. 分 析 (分出)

1. 第1の疑問

第1の疑問は、「なぜ目録対象の決定は、物理的な独立の有無に拘束されなければならないのか」という点にある。

日常業務で時折遭遇する現象だが、分出記入を作成しない図書館の場合、同一著者の一部の著作²⁾に対しては記入が作成されて検索対象となる一方、それらと同等あるいはそれ以上に重要と思われる著作が、たまたま物理的に独立していない故に、検索できないことがある。

次に、筆者の勤務館での具体的な事例を取り上げたい。最近、利用者から“目録でウィリアム・ペティの『教育論』を検索したところ見当たらないが、何とか閲覧したい。”との問い合わせが参考奉仕係にあった。近隣のH大学図書館に尋ねると、「単行本では所蔵していないが、ゴールドスミス・クレス・ライブラリーをマイクロ化した資料に含まれている。これなら貴館でも所蔵しているはずだ」との回答があった。この館は、当該資料の、当方が購入しなかった別売りの分出カードを購入しこれを自館の目録中に混排していたため、発見できたのであり、指摘のとおり当方でも所蔵していてこの利用者の要望は満たすことができた。しかし、この事例は利用者の積極さと偶然との結果であって、目録を検索しただけで諦める利用者の方が遙かに多いに相違なく、その対象が基本的文献であ

る場合は（上述のペティの著作はこの類に属する）、図書館に対する不信感を招きかねない。

マイクロ資料は、近年とみに関心が高まってきた資料保存の手段として、CD-ROMなどのニュー・メディアと共に、今後益々増える一方であろう。このような、図書形態ならば1物理単位以上を占める著作を多数収録し得る媒体が急増しつつある情勢下で、いつまでも構成部分の書誌記録の作成に着手しないわけには行かない。現にジャパン・マークの頒布が開始された1981年の早くも翌年に、利用機関から「内容細目もアクセス・ポイントにしてほしい」との要望が、国会図書館に寄せられている³⁾。

このように、構成部分へのアクセスを求める情勢と要望が存在する中で、図書館側の対応はどうだろうか。ここでパリ目録原則に遡ってみると、同原則は目録の第2機能として次のように謳っている。

目録は、以下の事項を確認するための有効な道具でなければならない。〔中略〕

- 2.a) 当該図書館に、特定の著者のどの著作が、また
- b) 特定の著作のどの版が所蔵されているのか⁴⁾

著作は構成部分として存在することもある以上、分出記入を作成しない限り決して『特定の著者のどの著作が〔中略〕所蔵されているのか』を完全に掌握することはできない。それにもかかわらず、原則全文のどこにも分出記入に言及していないのは⁵⁾、1著作が1（複数）物理単位に対応するケースしか念頭になかったからではあるまいか。また、現実に分出記入を作成している図書館が僅少であることは、調査を待つまでもなく見聞の範囲で明らかである。

構成部分の書誌記録に関する意識と実践が低調な根底には、作業の負荷が大きいことによる

保留だけでなく、物品の財産目録の束縛から解放されて閲覧目録について考察することをしない、我々カタログの囚われた意識が横たわっている、と言ってさしつかえあるまい。

2. 疑問への対応

この疑問に対して、筆者は、次の点で目録の改善が必要であると考える。

1) 著作本位の目録

独立の形態か否かに左右されず、直接に著作に注目しそれを記述対象とみなす意識の確立が、旧来の目録を克服するための出発点である。マイクロ資料・記念論文集・逐次刊行物等に収録されている著作を、単行本全体を占めるそれと等し並みに観ずる態度が、我々にとって必須である。

2) 著作を対象とする記録と、物理単位を対象とする記録の共存

しかし、一方で物理単位の存在を全く無視すべきだとは考えられない。物理単位の書誌記録は、単に蔵書管理のために必要なだけではない。少なくとも書物の一部は単なる著作のパッケージとしてではなく、美術作品としての側面をもち、その鑑賞は利用者にとって読書体験の不可欠な要素である。物理単位の書誌記録は利用者にとっても必要である。

従来、雑誌論文の目録は、国会図書館の雑誌記事索引のように冊子形態で刊行され、各図書館のカード目録と別々に利用されてきた。だが、コンピュータ目録ならば、一つのファイルの中に書誌階層別にサブ・ファイルを構築し、それらをポインタで連結することで順逆が多様な合成出力形態が可能である⁶⁾。

3) 構成部分に関する目録規則の整備

構成部分の記述を全面的に行う前提として、目録規則を整備しなければならない。既存のコード内にも規定は存在するが改訂の余地が残されている。参考までに文末に一例を紹介する。

． 統 合

1．第2の疑問

第2の疑問は、「ファインディング・リストとしての機能（特定図書検索機能，以下第1機能と呼ぶ）と集中機能（同一著作の諸版を集中する機能，以下第2機能と呼ぶ）は，目録が共に備えるべき機能ではないのか」という点にある．

かつて整理の簡素化が叫ばれた頃，ある公立図書館員から「目録はファインディング・リストでありさえすれば良い」との声が発せられたという．しかし，公立図書館で一般的な要求形態は，版についての強い意識がなく同一著作であれば満足するという，むしろ著作指向型と推測される（例えば，芥川龍之介の『鼻』であれば，文庫本か個人全集中の1巻の構成部分かは問わない）．だが，他方で特定図書を対象とする検索も想像され，要するに図書館側が閲覧目録の機能を限定すべきではない．

また，第2機能の効用を特定著者または特定著作の諸版を網羅的に知り得ることにあるとして，特定館の目録を検索しても，どのみち必ずしも完全ではなく，本来この要求に応えるものは書誌である，との見解があるようだが，それは第2機能の矮小化であって賛成しがたい．この機能の効用は，網羅性もさることながら，むしろ代替性や選択性にあるのではないか．特定資料を求めて得られなかった利用者に，それに代わるもの（あるいは一層要求に合致するもの）を提供できたり，同類の資料群から最も適切なものを選択させられることの方に，第2機能のより大きな意義がある，と考えられる．また館員に対しては徹底した重複調査を可能にする意義がある．

2．疑問への対応

以上の疑問に対して，筆者は以下の点を再検

討する必要があると考える．これは同時に，前章で主張したような方針で，著作に着目して得られる個々の書誌記録を如何に統合するか，という課題でもある．

1) 統一著者名と統一タイトル

これらのうち，前者の必要性については今更述べるまでもない．ただ，かなり以前からアメリカ議会図書館が役割表示を廃止したのは，残念である．せめて第1次的役割（純粋な著作行為）と第2次的役割（翻訳など）の区別は，すべきだと思う．統一タイトルは日本では無著者名古典に限定されているが，異版や翻訳書相互の間に書名の相違が生じた場合など，もっと使用されて良いはずである．

2) 書誌記録相互の関連付け

US/MARC フォーマットには周到なリンク・フィールド(760/788)が用意されている．また周知のものとして UNIMARC のカテゴリーがあり，これは1垂直2水平3時系列から成る．ところが，近年 Tillett が，これを網羅的でなく相互排他的でない（例：連続する版は水平か時系列か）と批判して，新しい7つの分類を提示した⁷⁾．以下に，それらを簡単に紹介したい．

等価の関係 (equivalence relationships)

ある著作の同一の具象化物(manifestation)の正確なコピー相互，または原資料とその複製物相互の関係．

復刻，マイクロ形態などの複製物を含む．

派生の関係 (derivative relationships)

UNIMARC の水平に相当する．ある資料とその改変物との間の関係．

版，翻訳，要約，抄録，戯曲化，パロディーなどを含む．

説明の関係 (descriptive relation-

ships)

ある著作とその説明，批評，評価などの間の関係．

注釈，ケース・ブックなどを含む．

全体・部分の関係 (whole=part relationships)

UNIMARC の垂直に相当する．ある著作とその構成部分との間の関係．

付随の関係 (accompanying relationships)

ある目録対象とそれに付随する目録対象との間の関係．

本体と補遺，索引など．対等の場合もある（キットの部分相互）．

連続の関係 (sequential relationships)

UNIMARC の時系列に相当する．先行または継続する目録対象相互の関係．

逐次刊行物の改題前後誌，番号付のシリーズの各巻相互など．なお，改訂版は，ここでは派生の関係に属する．

特性共有の関係 (shared characteristic relationships)

他の関係を有しない一方で，アクセス・ポイントを共有する関係．

言語，出版国，出版年など．

3) 等価の関係にある目録対象の書誌記録

Tillett が提示したカテゴリーのうち、『日本目録規則』の改訂を機に全体 - 部分の関係に相当する書誌階層についての議論が盛んだが，ここでは等価の関係について特に触れる．というのも，第2機能にとってこの関係が最も重要である上，既に述べたように，資料保存意識の深化とニュー・メディアの普及により図書館の内外で同一著作の具象化が飛躍的に多様化し，その状況にどう対応するかが，重大なテーマとして浮上してきたからである．

この点に関して，リンク付けの域を越えた主張が，アメリカで展開されている．その発端は複製マイクロ資料の目録法に関する AACR2 の規定(第11章)への大方の異議にあると言える．記述は手元の資料に基づいて行うとの AACR2 の大前提に立って，同章は複製マイクロ資料の書誌記録を原資料のそれと独立に作成することを求めている．これがカタログに負担を強いる上，利用者に検索困難等の支障をもたらすとして，強い異論を招いた．それに対して，LC が記述の本体は原資料に，注記は複製に基づくとの，むしろ AACR1 寄りの適用細則を発表した．この間の経緯については，かつて筆者がこちらの研究グループの会合で話したことがある⁸⁾．

その後，全米新聞総合目録の編集に際して，大きく一步を踏み出す方針が登場した．原資料と複製の各々について書誌記録を作成するのを止め，1タイトルにつき原資料に基づく1マスター・レコードを作成して，媒体の種類は，所蔵巻号などと共に参加館のローカル・データの一部と扱ったのである⁹⁾．

これを一般化したものが，Wilson の次のような主張である“記述される単位は著作であり，ユニット・レコードの内容は不可避免的に2つの部分からなる．最初の部分は著作自体に関する情報を与え，次の部分は様々な刊行の様相に関する情報を与える”¹⁰⁾．

この域にまで達すると，旧来の目録法のパラダイムに変更を迫るものであって，にわかには可否を判断できないが十分傾聴すべき主張である．

4) 全媒体資料に対する均一な処理

AACR2 が成立するまで，非図書資料の目録規則は，形態に囚われる傾向が一般的であった．AACR1 が，図書形態の資料と別に第 部で非図書資料を扱い，かつ媒体別に標目と記述に関する条文を設けたのが，その典型である．以後，

著者主記入のコード（カナダ図書館協会刊）・タイトル主記入のもの・標目付加方式のもの（英国図書館協会刊）が並立する時期を経て¹⁾、三者のうち最後のコードが AACR2に継承される結果となり、記述は媒体別、標目は著者性の型別の規定に落ち着いた。ニュー・メディアの普及以前にこのような方針を確立し得たことは、図書館界にとって幸いであった。目録はあくまで全媒体を対等に扱う omni-media catalog でなければならない、と考えられるからである。

． 障 害

ここまで記してきた新しい目録作業がどれ程大きな困難を伴うか、については筆者も承知しているつもりである。以下に幾つか記す。

1) 作業量の多さ

冒頭で実現可能性は度外視すると述べたが、ここで例外的に触れる。書誌記録作成に要する作業量は、もちろん一館の能力を遥かに越える。しかも、今回触れなかった主題目録の側面をも考慮すれば、殆ど茫然とする程の量である。書誌記録のデータ・ベースの構築を推進する極めて強力なナショナル・センターの登場を待つ他はない。なお、先に触れた全米新聞総合目録の整理法は、省力化の側面からも注目値する。

2) 著作の認定の困難さ

著作は、内容上の独立したまとまりを有するものであり、複数の寄稿が組み合わされて初めて著作が形成される際の寄稿とは異なる。しかし、両者の区別は必ずしも常に明瞭ではない。

3) 関係の認定の困難さ

書誌記録相互の関係の判定、特に芸術作品間

の等価の関係の判定は、曖昧な場合が多いと想像される。

4) 記述対象とする著作の限定の困難さ

記述対象を著作本位に改めるべきだとしても、全著作を対象に含めることには疑問を覚えるのが、通常の間接感であろう。例えば、雑誌の編集後記の類まで記述する必要があるとは考え難い。しかし、どこで一線を画するか客観的な根拠を見出すことは、容易ではない。

． 結 論

整理作業の目的とは資料の潜在的利用可能性の顕在化にある¹²⁾。現在の大方の図書館が提供している不十分な目録を、障害を越えて顕在化の程度の高い目録に引き上げることは、カタログガーの責務である。そして、そのためには、徹底的な分析とそれによって得られる書誌記録の徹底的な統合、というダイナミズムが、将来の目録の重要な特徴となる必要がある。

付 あるガイドラインの紹介

ここで紹介を試みるのは次の文献である。詳細は拙稿を参照されたい¹³⁾。

Guidelines for the Application of the ISBDs to the Description of Component Parts. (London: IFLA Universal Bibliographic Control and International MARC Programme, 1988). viii, 22 p.

1. 概要

1.1 構造の枠組

このガイドラインは、雑誌論文など「著作

内著作」(works within works)の記述に関する国際的な枠組みである。これに従って記述された1件の書誌記録は、次の4つの部分から成る。

- 1 構成部分に関する記述
- 2 連結要素
- 3 親資料(host document) の識別
- 4 位置表示

[例]

The clam made a face / Eric Nicol.
In: A collection of Canadian plays /
general editor, Roy Kalman. -- Toronto
: Bastel Books, 1972- . -- Vol. 4, p.
B1-B21.

1.2 構成部分

構成部分を記述する際は、既成の ISBD を一部読み替えて適用することが前提であり、この部分に関するガイドラインは、ISBD を補足する(または代替の)規定からなる。例えば情報源に関する規定を詳細に設けている(なお、出版、頒布などのエリアは、一般に使用しない)。

1.3 連結要素

構成部分の記録と親資料のそれとを区切るために、スペース、ダブル・スラッシュ、スペース(//)と表示する。物理的な包含関係を示す語(例えば In)を使用しても良い。

1.4 親資料

親資料を記述する際は、既成の ISBD を適用するが識別に十分な程度に記述を省略することが前提であり、この部分に関するガイドラインは、省略の仕方に関する規定からなる。例えば形態的記述は通常省略する反面、国際標準番号は決して省略してはならない。

1.5 位置表示

構成部分が親資料のどこに位置するかを表示する形式について、原文では非図書資料をも視野に入れて5つの場合を挙げているが、ページ付けされた資料に限れば次のようである。

単一巻の構成部分については、親資料全体のページ付けの一部を「p. 1-5.」のように表示する。複数巻や逐次刊行物の構成部分については、巻次(巻号)とページ付けをこの順にコンマで区切って表示する(例参照)。

2. 成立まで - ISBD(AN)から

ガイドラインへの後退 -

作業の開始が決定された1977年から刊行された88年まで実に11年を要している。この間の経過は、ISBD が最早、構成部分の記述に対応できないことを物語っている。成立までの軌跡をごく簡単に記す。今後、IFLA が構成部分の記述にどのように対処しようとするのか、注目したい。

本来は分出記入全般を扱う ISBD(AN) を制定する予定であった。

初期の段階で、範囲が構成部分(component parts)に限定され、ISBD(CP)と改称された。

構造の枠組に関しては ISBD(G)を徹底して尊重し、この中に何とか構成部分と親資料の双方の記述を含めようとする努力がなされた。

単一の ISBD(G)の枠に収めることを諦め、2層式(double-deck)、即ち構成部分と親資料を別々の ISBD(G)に含める草案がまとまった。

草案には根本的な批判が多く寄せられ、作業グループは83年に解散した。

ISBD(G) を厳格に解釈することを止め、ガイドラインとして、簡略な2層式と言うべきものに落ち着いた。

3. 主な特徴

3.1 位置表示

位置の表示が最後に示される(例参照)。

これは NCR1987年版と同一で AACR2と異なる(AACR2は13.5 Aの例にあるようにInの前に表示される)。位置表示は親資料内の位置を示すのであるから、ガイドラインやNCR1987年版のように、連結記号の後の、親資料に関する記述に含める方が適切と思われるが、今後の検討課題の一つである。

3.2 多段階構成部分

構成部分には更に複数の部分から成るものがある。ガイドラインは、これを「多段階構成部分」(multi-part component)、その各部分を「下位構成部分」(sub-component)とそれぞれ命名した。これは大きな特徴である。しかし、全体を通覧すると、多段階構成部分の記述に次の3種類の方法が併存していることが知られ、検討が不徹底であるように見える。

多段階構成部分の総合タイトル(共通タイトル)を本タイトルに選び、下位構成部分のタイトルは注記するか省略する。

下位構成部分のタイトルが識別に不十分な場合には、本タイトルを総合タイトルと下位構成部分のタイトルとから組みわせることができる。

下位構成部分のタイトルを本タイトルに選び、総合タイトルをシリーズ・エリアに記述する。

3.3 大きさの記載

これは特徴ではなく欠点であるが、ガイド

ライン中の例示には、全部構成部分の大きさの記載がない。既述のとおり、親資料の形態的記述は通常省略するのだから、なおさら記載の必要があるはずである。

+ - - - - - +

付記

本稿は、1990年6月24日に整理技術研究グループの例会で行った発表の草稿に、順序を差し替えるなど大幅な手直しを施したものである。

ガイドラインについては、当日、注に示した旧稿をテキストとした関係で、本稿では詳述する程それに近づく、というジレンマに陥り苦慮した。簡潔を旨としたが、おのずと限度があり重複している部分があることをお許し願いたい。

末筆ながら、発表の機会を与えて下さった整理技術研究グループの方々に、心から謝意を表します。

注

- 1) Sherra, J.H. 『図書館の社会学的基盤』藤野幸雄訳、日本図書館協会、1978、p.40.
- 2) 従来「著作」は具象化されたもの(physical manifestation)と正反対の、知的または芸術的なまとまりという抽象的な存在を指す一方、一定の分量を有する実体であるかのようにも扱われてきた。ところが、次の論文は、後者の側面を「テキスト」と名付けて著作と区別した。これは目録理論上、有意義な区別と思われるが、本稿では従来からの用法に従った。
谷口祥一 記述目録法のための三層構造モデル『図書館学会年報』36:155, 1990.
- 3) 第一回ジャパン・マーク利用者との懇談会『国立国会図書館月報』253:19, 1982.
- 4) Verona, Eva 註解と例『パリ目録原則コンメンタール』坂本博〔ほか〕訳 図書館技術

- 研究会 1977. p. 9.
- 5) Verona 同上書 p. 31.
- 6) 『新・目録法と書誌情報』丸山昭二郎編
雄山閣 1987. p. 126-127.
- 7) Tillett, Barbara B. "Bibliographic Relationships in Library Catalogues." *International Cataloguing & Bibliographic Control* 17:5 (Jan./March 1988).
- 8) 整理技術研究グループ報告 28 『図書館界』34:378, 1983.
- 9) Graham, Crystal. "Rethinking National Policy for Cataloging Microform Reproductions." *Cataloging & Classification Quarterly* 6:81-82 (Summer 1986).
谷口 前掲論文 p.159.
- 10) Wilson, Patrick. "The Second Objective." In *The Conceptual Foundations of Descriptive Cataloging*, ed. by Elaine Svenonius. San Diego: Academic Press, 1989, pp. 10.
- 11) 古川肇 北米及び英国に於ける非図書資料の目録規則について 『Technical Services』10:1-13, 1975.
- 12) 宇土行良 資料整理の理念と技術 『図書館学』38:26-27, 1981.
- 13) 古川肇 「ISBDを構成部分の記述に適用するためのガイドライン」の紹介 『整理技術研究』27:1-10, 1990.

(FURUKAWA, Hajime : 中央大学図書館)

(1991.5.15 受理)
